

R8労働環境改善等助成金に係る質問について 【回答】 (R8.6.5時点)

※公表にあたり、いただいた質問の表現を一部修正しています。

No	区分	質問内容	回答	掲載日
1	労働環境改善経費	<p>以下の機器・保護具の導入を検討しております。つきましては、これらが本助成金の支給対象として認められるかについてご教示いただけますでしょうか。 ※カタログ添付あり</p> <p><u>1. 集じん機、空気清浄機、防じん・防毒マスク</u></p> <p>現場での粉塵の吸入による健康被害を防ぐために3点を併せて導入したいと考えています。</p> <p><u>2. 作業アシストスーツ</u></p> <p>重労働の負担を軽減することが可能なため、疲れによる転倒などの労働災害を防げることや女性の就業可能業務の拡大のために導入をしたいと考えています。</p> <p><u>3. インカム</u></p> <p>危険排除（作業中のスマートフォンの確認）や騒音作業中などに緊急時の連絡の対応遅れにつながるリスクを防ぐために導入をしたいと考えています。</p>	<p>助成対象になるかどうかは、商品の詳細や導入の目的等を総合的に勘案して判断します。今回ご質問の物品については、次のとおりです。</p> <p><u>1. 集じん機、空気清浄機、防じん・防毒マスク</u></p> <p>直接、労働環境の改善に資するものではないので、助成対象となりません。</p> <p><u>2. 作業アシストスーツ</u></p> <p>重労働の負担軽減（労働環境の改善）を目的としているので、助成対象です。</p> <p><u>3. インカム</u></p> <p>直接、労働環境の改善に資するものではないので、助成対象となりません。</p>	R8.6.5